

専門委員会報告**3年目に入った原子力・放射線部門の技術士制度**

(社)日本原子力学会 教育委員会、「原子力教育・研究」特別専門委員会
 (社)日本技術士会 原子力・放射線部会

技術士の原子力・放射線部門は、平成13年の原子力学年会長からの部門設置要望を受け、平成15年の科学技術・学術審議会の答申、法改正を経て、平成16年度から試験が始まった。

その部門設置答申¹⁾では必要性と効果を次のようにまとめている。

- ・近年の原子力技術に関する社会的認識と視点の変化から、国や組織としての安全性等の担保にあわせて、技術者一人一人が組織の論理に埋没せず、常に社会や技術のあるべき姿を認識し意識や技術を向上させる仕組みが必要である。
- ・そのため技術者倫理や継続的な能力開発が求められる技術士資格を活用することが有効であり、この部門を新しく設置することにより次の効果が期待できる。
 - (1) 原子力技術分野の技術者のレベルアップ
 - (2) 事業体における安全管理体制の強化
 - (3) 原子力システムに関する安全規制への活用
 - (4) 国民とのリスクコミュニケーションの充実
 - (5) APEC エンジニア²⁾等国際的な活用

原子力・放射線部門の技術士資格を得るには、本部門を含む20の部門のいずれかの第1次試験に合格したあと、本部門の第2次試験に合格し登録する必要がある。平成16年度から平成18年度までの受験申込者と合格者の推移を第1表に示す。平成17年度までの試験で96名の原子力・放射線部門の技術士が誕生した。

第1次試験については初年度である平成16年度は多くの方に受験していただいたが、年々受験者が減少している。第2次試験については、平成16年度第1次試験合格者が平成17年度に受験することにより本格化したが、平成18年度では平成17年度第1次試験合格者減少に応じて第2次試験申込者も減少に転じている。

第1表 原子力・放射線部門の技術士試験推移 (人)

年度	第1次試験		第2次試験	
	受験申込者	合格者	受験申込者	合格者
平成16年度	663	472	64	21
平成17年度	358	226	286	75
平成18年度	266	平成18年 12月発表	234	平成19年 2月発表

受験申込者の業種別分類を第1, 2図に示す。第1次試験では、研究機関、電力会社、製造業がほぼ同数であったが、電力会社、研究機関が年々減少していることがわかる。また、学生の受験も減少している。第1次試験の受験者の減少は年遅れで確実に第2次試験の受験者の減少に反映される。

このままだと、技術士人数の増加は当初の目算を下回り、部門設置答申で期待されたさまざまな効果を達成するための具体的な活用に入るのが遅れる恐れがある。

技術士は名称独占資格³⁾であり、建設部門、上下水道部門等を除き、業務独占資格⁴⁾的な使われ方はそれほど進んでいない。原子力・放射線部門の技術士は、原子炉設置(変更)許可申請時に技術者のうちの有資格者に数えられることが認められた。しかし、まだできたばかりで人数も少なく、そのほかの技術士制度の活用が具体化していないため、個人の受験意欲も高められず、今は「技術士制度活用と技術士数」が「鶏と卵」状態であるといえる。

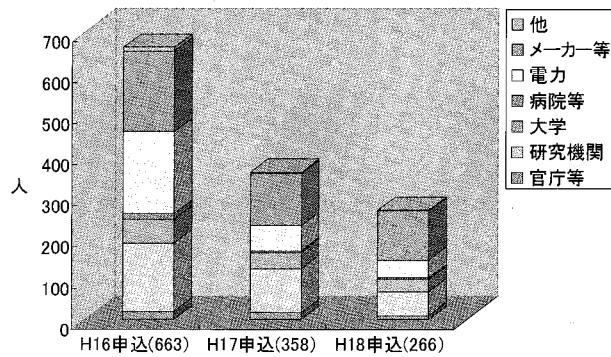
原子力・放射線分野の技術者は4万人といわれているが、原子力・放射線の基礎については業務を始めてから習得される方が大半だと思われる。技術士第1次試験は大学専門課程卒業程度の原子力・放射線の基礎の問題なので、原子力・放射線分野の技術者として必須知識の習得を証明するものになる。また、原子力(核)工学、量子工学を学んだ学生諸氏にはこの意味からも修士1年生で受験されることが望ましいと考えられる。

また、原子力・放射線分野で経験を積まれた技術者には、ご自身の専門分野の経験の深さと、原子力・放射線技術全般に対するある程度の見識の深さが必要となる。技術士第2次試験はまさにこの知識の広さ、深さと応用能力が試される試験なので、業務を遂行するために誰も

¹⁾技術者の国際的な流動性を促進するための、APEC域内の技術者資格の国際相互承認制度。APECエンジニアに認定されている技術者資格は、我が国では技術士と一級建築士のみ。

²⁾有資格者でなければその肩書きを名乗ってはいけないと法律で規定されている資格。

³⁾有資格者しか行うことができない業務が法律で規定されている資格。公共事業の入札では、建設部門等の技術士を監督者にすることが要請されており、この分野では事実上の業務独占資格となっている。



第1図 第1次試験の業種別受験申込者数推移

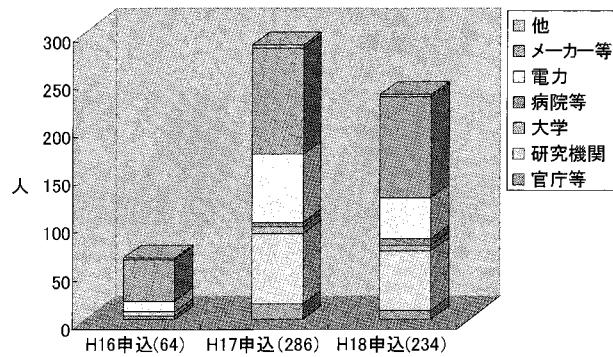
が目指すべき資格といえる。

このような視点に立って多くの方が技術士試験に挑戦し、個人のレベルの証明に使っていただければ、その結果、技術士数が順調に増加することが期待できる。

また、原子力・放射線分野での制度の活用の具体化検討も、それぞれの業種ごとにまず組織内での活用をスタートさせていただくことが必要である。個人のインセンティブにもつながり、また結果として良い活性化が望める仕組みが期待できる。

原子力学会の要望で始まった原子力・放射線部門の技術士制度はまだ端緒についたばかりである。原子力学会の会員の皆様および周りの方々の積極的な受験とともに、賛助会員の方々の積極的な制度の内部活用を進めていただければ、その結果、技術士制度が原子力・放射線分野の役に立つ大きな仕掛けの一つにできると考えている。

平成19年度の技術士試験日程は平成19年3月頃に日本技術士会技術士試験センター³⁾から発表される。皆様の



第2図 第2次試験の業種別受験申込者数推移

積極的なチャレンジをお願いする。

—参考文献—

- 1) 技術士試験における技術部門の見直しについて(答申), 平成15年6月2日, 科学技術・学術審議会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu7/toushin/03060203.htm
- 2) 日本技術士会ホームページ
<http://www.engineer.or.jp/>
- 3) 日本技術士会 技術士試験センター
http://www.engineer.or.jp/examination_center/index.html
- 4) 日本技術士会 原子力・放射線部会
<http://www.engineer.or.jp/dept/nucrad/open/index.html>
- 5) 日本原子力学会 技術士情報ページ
<http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/gijyutsushi/index.html>